

宮崎県スポーツ施設に係る指定管理者の第5期指定について

1 現在の指定管理運営状況について

(1) 施設の概要

① 施設名

- (ア) 宮崎県総合運動公園有料公園施設 宮崎市大字熊野1443-12
- (イ) 宮崎県体育館 宮崎市宮崎駅東2丁目4番地1
- (ウ) 宮崎県ライフル射撃競技場 宮崎市田野町乙4765-1

② 指定管理者

宮崎県体育・スポーツ振興グループ

代表構成員：公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会

構成員：公益財団法人宮崎県体育協会

③ 指定期間

平成27年4月1日～令和2年3月31日（5年間）

(2) 施設利用状況

指 標	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
施設利用者数(単位：千人)	1,682	1,699	1,740	1,687
申請件数(単位：件)	9,066	8,449	8,783	9,300
施設利用料金収入(単位：千円)	128,765	121,314	127,852	131,140

(3) 施設収支状況

(単位：千円)

内 容	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
収 入(a)	424,543	414,521	421,012	424,023
指定管理料(委託料)	289,076	285,876	286,567	286,082
利用料金収入	128,765	121,314	127,852	131,140
自主事業収入	6,131	6,749	6,058	6,180
その他	571	582	535	621
支 出(b)	419,502	417,765	424,647	423,141
人件費	152,827	149,119	149,566	151,321
光熱水費	98,776	91,774	98,826	104,692
施設管理費	144,590	158,229	154,545	144,576
県納付金	9,709	5,984	9,253	9,737
その他	13,600	12,659	12,457	12,815
収支差額(a-b)	5,041	▲3,244	▲3,635	882

(4) 管理運営状況（平成27～30年度）

利便性やサービス向上、利用者増の取組は以下のとおり

- ① ホームページを活用した駐車場混雑予想等の情報提供
- ② 県武道館の電光掲示板の設置やトレーニング器具の整備等のハード整備
- ③ 駐車場等への防犯カメラ設置による安全管理体制の整備
- ④ 県体育館照明のLED化による経費節減の取組
- ⑤ 芝管理研修や安全管理研修、応急手当講習等の実施による職員の資質向上

(5) 評価

- ① 施設の管理・運営については、県の施策である「スポーツランドみやざき」の中核施設として質の高い管理運営がなされている。
- ② 利用者満足度調査等を元に、施設の修繕等、積極的にサービス向上に取り組んでいる。
- ③ 競技団体等との連絡調整が行われることにより、競技団体間での施設の利用調整が円滑に図られ、施設の有効活用が行われている。
- ④ 自主事業については、更なるスポーツの普及・推進のため、引き続き積極的な取組が望まれる。

2 第5期の募集方針（案）について

(1) 業務の範囲

- ① 県スポーツ施設の利用に関する業務
- ② 県スポーツ施設の維持及び保全に関する業務
- ③ その他県スポーツ施設の管理運営に関して県教育委員会が必要と認める業務

(2) 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

(3) 基準価格

年額299,166千円（指定期間総額1,495,830千円）

(4) 利用料金

利用料金は、指定管理者の収入となる。ただし、利用料金の収入総額が128,450千円を上回った場合には、上回った額の2分の1相当額を県に納付する。

(5) 募集概要

- ① 期間
令和元年7月1日から9月2日まで（約2か月）
- ② 説明会
令和元年7月16日
- ③ 広報
県公報、県ホームページ、新聞・テレビ・ラジオ、経済団体の会報 等

(6) 資格要件

- ① 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- ③ 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- ⑥ 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑦ 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- ⑧ 国税及び地方税の滞納がないこと。

(7) 複数の団体による共同申請（グループ申請）

複数の団体でグループを構成して申請（以下「グループ申請」という。）する場合、次の事項について留意する。

- ① 適切なグループの名称を設定し、代表となる団体又は代表者を選出する必要がある。なお、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めない。
- ② 代表となる団体は(6)①～⑧の要件を、その他の構成団体は(6)②～⑧の要件を満たす必要がある。
- ③ グループの構成団体は、別のグループ申請の構成団体となること又は単独で申請することはできない。

(8) 選定

① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県(スポーツ振興課)	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した応募者を対象に、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県(教育委員会及び総務部)	選定委員会の審査結果を、スポーツ振興課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者(案)が異なっていないかを確認

※ 指定管理候補者選定会議の確認後、県が指定管理候補者を選定する。

② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	三輪 佳見	宮崎大学大学院教育学研究科教授
委員	岡本 真奈美	宮崎県スポーツ推進委員協議会会長
	靱田 恵子	宮崎県障がい者スポーツ指導員(上級)
	河野 景子	NPO法人都農enjoyスポーツクラブマネジャー
	室田 大地	公認会計士

③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	教育長
副議長	教育次長（教育政策担当）
委員	教育政策課長 スポーツ振興課長 人事課行政改革推進室長

(9) 選定基準

- ① 住民の平等な利用が確保されること
- ② 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- ④ 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- ⑤ 施設の管理運営に当たり、環境保全への対応や地域への貢献が図られていること。

(10) 審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
① 住民の平等な利用の確保	施設運営に関する基本方針 県が示した管理の基準に対する理解及び対応 その他（住民の平等な利用の確保に関する提案等）	14
② 公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上及び利用者増への取組に関する提案 利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映 施設の設置目的の理解と課題の認識 指定管理者の業務に対する意欲 施設等の維持管理の適格性 その他（施設の効用の発揮に対する提案等）	28
③ 経費の縮減等	指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額 業務遂行のための適切な経費の積算 管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	10
④ 事業計画を着実に実施するための管理運営能力	必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制） 職員の能力育成（研修体制） 継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（経営状況） 過去の類似事業の実績、評価 リスク管理の具体的な対応策 事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性 競技団体や関係機関との連携の確保 個人情報保護への対応、情報公開への対応 事故・災害等への対応（安全管理、危機管理体制の確立） その他（継続性・安定性に関する提案等）	42
⑤ 地域への貢献等	環境保全への対応 地域経済への配慮 障がい者の就労支援への対応	6
合計		100

3 スケジュール

5月31日	第1回指定管理候補者選定委員会 (前期の実績検証、次期の募集方針等の検討)
6月25日(本日)	定例教育委員会で報告
7月1日～9月2日	募集期間
7月下旬～8月上旬	第2回指定管理候補者選定委員会 (応募状況説明、現地調査)
9月中旬	指定管理候補者選定 書類審査
9月下旬	第3回指定管理候補者選定委員会による審査
10月上旬	指定管理候補者選定会議による確認
10月中旬	指定管理候補者の選定
10月18日	定例教育委員会付議
11月定例県議会 議決後	指定管理者指定議案等の提出 指定管理者の指定
令和2年1～3月	基本協定の締結・業務の引継
令和2年4月1日	新指定管理者による業務開始